

カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) の概要

- 2018年6月：包括的な個人情報保護法であるカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) が成立。
- 2020年1月：CCPA が施行。
- 2020年11月：CCPA の改正法となるカリフォルニア州プライバシー権法 (CPRPA) が成立 (住民提案 (イニシアティヴ) による消費者保護の強化)。
- 2023年1月：CPRPA が施行 (CCPA の改正発効)。
- 2023年3月：改正 CCPA の施行規則 (CCPA 規則) が成立・発効。
- 2023年7月：改正 CCPA の執行開始。

※以下、赤字部分は改正箇所を示す。

1. 適用対象者

- 「事業者」(以下の定義①ないし④のいずれかに該当する者) に対して適用される (§ 1798.140 (d)).
 - ① カリフォルニア州で事業を行う者のうち、以下のいずれかを満たすもの
 - (i) 1月1日の時点で、前年の年間売上高 (annual gross revenue) が 2,500 万ドルを超えること
 - (ii) 単独又は組み合わせて 10万5千以上の消費者又は、世帯又はデバイスの個人情報を、年間ベースで、購入し、事業者の商業目的で受け取り、販売し、又は商業目的で共有すること
 - (iii) 年間売上高の 50%以上を消費者の個人情報の販売 又は共有から得ていること※「消費者」とは「カリフォルニア州の居住者 (resident) である自然人」をいう (§ 1798.140 (i)).
 - ② ①の事業者 (を/に) 支配し又は支配され、かつ、①の事業者と共通のブランドを共有し、①の事業者が個人情報を共有する事業者
 - ③ ①の事業者がそれぞれ 40%以上の持ち分を有する合併会社 (joint venture) 又は共同事業体 (partnership)
 - ④ カリフォルニア州で事業を行う者のうち、上記①~③のいずれにも該当せず、カリフォルニア州プライバシー保護局 (California Privacy Protection Agency) に対し、任意で CPRPA に従うこと及びこれに拘束されることを保証 (certify) する者
- 「カリフォルニア州で事業を行う (Doing Business in California)」の意味は定義されておらず不明確だとされているが、商業的行為の全ての面 (every aspect) が完全にカリフォルニア州外で行われている場合は、CCPA は適用されないことが明文化されている。「商業的行為が完全にカリフォルニア州外で行われている」とは、(i) 消費者がカリフォルニア州外にいる間に事業者が情報を収集し、(ii) 消費者の個人情報の販売がカリフォルニア州で行われず、(iii) 消費者がカリフォルニア州にいる間に収集された個人情報が販売されない場合をいう (§ 1798.145 (a) (7)).
- 「共有」とは、事業者が第三者に対し、クロスコンテキスト行動広告 (cross-context behavioral advertising) のために、消費者の個人情報を、口頭、書面もしくは電子的その他の手段により、共有、賃貸、公表、開示、頒布、収集・利用可能化、移転その他の方法で伝達することを意味する (§ 1798.140 (ah)).
- 「クロスコンテキスト行動広告」(cross-context behavioral advertising) とは、複数の事業者、ブランドサイト (distinctly-branded website)、アプリケーション又はサービス (消費者が自らの意思でアクセス (interact) するものを除く) における行動から得られた個人情報に基づき行われる、当該消費者に対するターゲティング広告を意味する (§ 1798.140 (k)).

2. 個人情報の定義

- 「個人情報」とは、直接的に又は間接的に、特定の消費者又は世帯 (を/に)、識別し、関係し、叙述し、合理的に関連付けることができ、又は合理的に紐づけることができる情報をいう (§ 1798.140 (v) (1)).
- CCPA が定める個人情報の具体例は以下のとおり (例示列举であることに注意)

識別子	実名、別名、郵便住所、オンライン識別子、IP アドレス、電子メールアドレス、アカウントネーム、社会保険番号、運転免許証番号、
-----	--

	旅券番号
商業的情報	個人の財産の記録、購入・取得・検討した商品又はサービスの記録
生体認証情報	虹彩、網膜、指紋、顔、手、掌紋又は血管のパターンでフェイスプリント、マニューシャ・テンプレート（特徴点）、声紋のような識別テンプレートを抽出できるもの キーストロークのパターンもしくはリズム、歩行のパターンもしくはリズム、睡眠、健康又は運動に関するデータで個人を識別できる情報が含まれるもの
その他	インターネットその他電子ネットワーク上の活動情報 位置データ 音声、電子、視覚、温度、嗅覚、又はこれに類する情報 職業又は雇用に関する情報 教育に関する情報 消費者に関するプロフィール作成のために、個人情報から導き出される推論（inferences） など

- 個人情報のうち機微性の高いものを「機微個人情報」（sensitive personal information）として定義（§ 1798.140 (ae) (1)。改正により新設）。
 - ① 社会保障番号、運転免許証番号、州の身分証明書番号又はパスポート番号
 - ② (i) アカウトログイン、金融口座、デビットカード又はクレジットカード番号と (ii) アカウトへのアクセスに必要なセキュリティもしくはアクセスコード、パスワード又は認証情報（credentials）との組合せ
 - ③ 高精度位置情報（precise geolocation）：デバイスから得られ、半径 1,850 フィート（約 564 メートル）以下の円内で消費者の位置を特定するために現に利用され又は利用される予定のデータ（§ 1798.140 (w)）
 - ④ 人種もしくは民族的出自、宗教もしくは思想上の信念又は組合員か否かに関する情報
 - ⑤ 手紙、電子メール及びテキストメッセージの内容（事業者が相手方である場合を除く）
 - ⑥ 遺伝データ
 - ⑦ 消費者を一意に識別するための生体認証情報
 - ⑧ 消費者の健康に関し収集及び分析された個人情報
 - ⑨ 消費者の性生活又は性的指向に関し収集及び分析された個人情報

3. 事業者の義務

- ① 消費者への通知・情報開示義務
 - ◇ 個人情報の収集時又は収集前に、個人情報の類型や利用目的、**個人情報を販売・共有するか否か、個人情報の保存予定期間（又は当該期間の決定基準）**を通知又はウェブサイト上で情報提供する義務。（1798.100 条（a）,（b）。機微個人情報についても同様の義務あり）
 - ◇ プライバシーポリシー又はウェブサイト内で、消費者が有する権利及び事業者における個人情報の収集、販売、共有に関する事項について情報開示を行う義務（少なくとも 12 か月に 1 回更新が必要）。（§ 1798.130 (a) (5)）
 - 具体的には、(i) 過去 12 ヶ月間に収集した消費者の個人情報の類型、(ii) 消費者の個人情報を収集する情報源の類型、(iii) 消費者の個人情報を収集・販売・共有する業務又は商業目的、(iv) 事業者が消費者の個人情報を開示する第三者の類型、(v) 過去 12 ヶ月間に当該消費者について販売又は共有した個人情報の類型（販売又は共有していない場合はその旨）、(vi) 過去 12 ヶ月間に業務目的で開示した消費者の個人情報の類型（開示していない場合はその旨）について開示する義務を負う
- ② 個人情報の収集、使用、保持、及び共有を、収集目的を達成するのに合理的に必要なかつ相当な範囲で行う義務（§ 1798.100 条（c））
- ③ 個人情報を第三者に販売・共有し又はサービスプロバイダ若しくは受託者（contractor）に開示す

る場合に、一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務（§ 1798.100 (d)）

◇ サービスプロバイダとは、事業者に代わって個人情報を処理し、書面による契約に従って事業目的のために事業者の消費者の個人情報を事業者から又は事業者に代わって受領する者をいう（§ 1798.140 (ag)）

④ 合理的なセキュリティの手續及び慣行の実施義務（§ 1798.100 (e)）

⑤ 16歳未満の消費者について、本人（13歳未満の場合は親又は保護者）の同意なく個人情報を販売・共有しない義務（§ 1798.120 (c)）

⑥ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務

◇ 消費者からの開示請求等に対して事業者が採るべき対応を規定（§ 1798.130, 135）。

◇ 特に、“Do Not Sell or Share My Personal Information” “Limit the Use of My Sensitive Personal Information” と題する明示的な (clear and conspicuous) リンクをウェブサイト上で掲示する義務がある。（§ 1798.135 (a) (1), (2)）

⑦ 差別の禁止

◇ 消費者が CCPA 上の権利を行使したことを理由に、差別してはいけない義務（§ 1798.125）。

⑧ 研修義務

◇ 消費者から問合せの担当者に対して、所定の研修を行わせる義務（規則 § 7100）

◇ （1 暦年で 1000 万人以上の消費者の個人情報を取り扱う場合）研修指針を文書で定め、遵守する義務（規則 § 7100）

⑨ 記録管理義務

◇ 消費者からの請求及び当該請求への対応についての記録を最低 24 か月間保管する義務（規則 § 7101）

4. 本人の権利

① 削除請求権（§ 1798.105 (a)）

② **【新設】 不正確な個人情報の訂正請求権（§ 1798.106）**

③ 収集された個人情報についての開示請求権（§ 1798.110）

当該消費者の個人情報を収集する事業者に対する開示請求	当該消費者の個人情報を販売し又は事業目的のために開示する事業者に対する開示請求
(i) 当該消費者について事業者が収集した個人情報の類型	(i) 当該消費者について事業者が収集した個人情報の類型
(ii) 個人情報が収集された情報源の類型	(ii) 当該消費者について事業者が販売した個人情報の類型、及びその個人情報が販売された先である第三者の類型
(iii) 個人情報を収集し、又は販売する事業目的又は商業目的	(iii) 事業者が事業目的のために開示した当該消費者についての個人情報の類型
(iv) 事業者が個人情報を共有する第三者の類型	
(v) 当該消費者について事業者が収集した個人情報の特定の部分	

④ 個人情報の販売・共有・商業目的についての開示請求権（§ 1798.115）

⑤ 個人情報の販売・共有をオプトアウトする権利（§ 1798.115）

⑥ **【新設】 機微個人情報の利用・開示の制限の請求権（§ 1798.121）**

◇ 機微個人情報の利用・開示を、事業者のサービスの履行又は商品の提供に必要な利用等、一定の場合のみに制限するよう指示する権利

⑦ CCPA で定められた権利を行使したことを理由に、差別されない権利（1798.125 条）

5. 違反に対する責任

① 消費者の私的訴権

◇ 事業者が、適切なセキュリティ措置を講じるべき義務に違反した結果、個人情報の漏えいが生じた場合、消費者本人は、以下を求める民事訴訟を提起することができる（クラスアクションも可）（§ 1798.150）。

(i) 違反 1 件・消費者 1 人あたり 100 ドル以上 750 ドル以下の損害賠償（法定損害賠償）又

は、実損害のいずれか大きい額の損害賠償請求

(ii) 差止命令又は確認判決（宣言判決）(injunctive or declaratory relief)

(iii) その他裁判所が適切とみなす救済

◇ なお、対象となる個人情報には以下のものに限られる（Gal. Civ. Code § 1798.81.5 参照）。

(A) 暗号化及び加工されていない以下の情報：(i) 社会保障番号、(ii) 運転免許証番号、カリフォルニア州 ID カード番号、納税者番号、パスポート番号、軍用 ID 番号、その他の固有の ID 番号、(iii) 口座番号又はクレジットカードもしくはデビットカード番号と、個人の金融口座へのアクセスを可能にする必要なセキュリティコード、アクセスコード、又はパスワードとの組み合わせ、(iv) 医療情報、(v) 健康保険情報、(vi) 特定の個人を認証するために使用される指紋、網膜、虹彩画像など、人体の特徴の測定又は技術的分析から生成される固有のバイオメトリックデータ（顔認証の目的で使用又は保存される場合を除く）、(vii) 遺伝子データ。

(B) 自己の電子メールアドレスとそのメールアカウントにアクセスするためのパスワード（若しくはセキュリティのための質問とその回答）の組合せ

② 行政制裁金

◇ 本法違反に対して、カリフォルニア州プライバシー保護庁による行政執行措置（administrative enforcement action）として、以下のいずれかの行政制裁金（administrative fine）の対象となる（§ 1798.155）。

(i) 違反 1 件について 2,500 ドル以下の行政制裁金。

(ii) 故意の違反もしくは当該個人情報に係る消費者の年齢が 16 歳未満であることを現に知っていて犯した違反の場合は違反 1 件について 7,500 ドル以下の行政制裁金。